

第1日

令和4年5月27日（金）

午前10時零分開会

○議長（半田雄三君） これより令和4年第3回朝倉市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

会期日程表をお開きください。本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

9番堀尾俊浩議員

10番中島秀樹議員

を指名いたします。

これより、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案3件の送付を受けました。

これらを一括上程し、提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和4年第3回朝倉市議会臨時会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本臨時会に提案申し上げております議案につきまして、ただいまから提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本臨時会では、専決処分について2件、条例の改正について1件、合計3件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第33号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布され、原則として令和4年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第

3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第34号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

最後に、第35号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与改定に準じて職員の給与を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決頂きますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(半田雄三君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案の質疑を行います。

質疑は、申合せにより、同一議題について3回までとなっております。御了承ください。議案書をお開きください。それでは、第33号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第34号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第35号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案の質疑を終了いたします。

これより、議案の委員会付託を行います。

委員会付託表をお開きください。付託区分については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時6分休憩

午前10時50分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第35号議案を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第35号議案につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第35号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正の内容は、市職員の期末手当の支給月数を0.15月、再任用職員については0.10月引き下げ、併せて令和3年度の引下げ相当額を令和4年6月の期末手当から減額するものです。市職員の給与改定は、例年8月に出される人事院勧告の内容を指標とし、国家公務員の給与改定に準じて行われています。

人事院は、令和3年8月、公務の職場と民間事業所との間における期末・勤勉手当の支給月数の均衡を図るため、国家公務員の期末・勤勉手当の支給月数を、職員については4.45月から0.15月引き下げ、4.30月とし、再任用職員については2.35月から0.10月引き下げ、2.25月とする給与改定を勧告しました。通常であれば、この勧告を指標とした給与改定を行う際、11月中に国会で改正給与法を可決され、市においてもこれに準じて、基準日である12月1日より前に条例を改正します。しかし、昨年は、国家公務員の給与に関する国の方針決定がコロナ禍等に対応する経済対策の閣議決定後まで持ち越されたことから、11月中に改正給与法の成立に至りませんでした。11月の閣議において、人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げること、及び令和3年度の引下げ分は、令和4年6月の期末手当を減額することで調整する方針が示され、その後、国会での可決を経て、令和4年4月に改正給与法が公布されたことを受け、今回、市においても職員の給与条例を改正し、国に準じた期末手当の引下げを行おうとするものです。

これまでに述べた経緯から、今回の期末手当支給月数の改正は、令和3年度の人事院勧告を反映した0.15月の引下げと令和3年12月期末手当で行われなかった0.15月の引下げの二段構えとなっています。

審査に当たりましては、3月定例会ではなく本臨時会への上程としたことについて、市の考え方をたどりました。執行部によりますと、国の給与法の可決時期が遅れたことで、その動向を注視しつつ組合との交渉を重ねる必要があったことから、本臨時会への上程となったとのことです。

また、令和3年度及び令和4年度の2つの引下げ分を令和4年度の期末手当から減額することによる職員への影響についてもたどりました。執行部によりますと、令和4年度の新規採用職員及び再任用職員を除く令和3年度退職者以外の職員は、令和4年度の引下げ措置と併せて令和3年度の引下げ相当額の減額を受けることになるため、その影響は小さくないという認識は持っているとのことです。しかし、人事院勧告に基づいた給与改定を行っていく以上、引上げ・引下げ双方の勧告の影響を受けることは避けられないため、昨年から今年にかけて組合との交渉を積み重ね、最終的には理解を得られているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第35号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。

よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第33号議案外1件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第33号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第33号議案専決処分について(朝倉市税条例等の一部を改正する条例)です。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正するものです。

主な改正内容は、まず固定資産税において、1点目に、土地に係る負担調整措置の改正です。景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、現行は評価額の5%のところを2.5%とするものです。なお、住宅用地に関しては現行どおりです。今回の改正による固定資産税への影響は、約100万円の減額と見込んでいるとのこと。

2点目に、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設です。河川に隣接する低地や河川の氾濫に伴い、浸水した水または雨水を一時的に貯留する機能を有する土地のうち、都市浸水の拡大を抑制する効果があると認められる土地を県が貯留機能保全区域として指定を行い、最初の3年度分の課税標準額を4分の3とするものです。

3点目に、DV被害者等の住所に代わる事項の記載についてです。DV被害者等は、現住所や避難先の住所について配慮を必要とします。評価証明書など固定資産課税台帳等に記載された証明書等を交付する際に該当住所に代わる事項を記載することができる改正です。現在、朝倉市では、DV被害者等については、住所を記載しないことで対応しているとのこと。

次に、個人住民税について、1点目に、住宅借入金と特別税額控除の延長見直しです。所得税において、住宅ローン控除の特例が、令和7年末入居までに延長されました。また、控除率は現行の1%から0.7%に引き下げられますが、控除期間については、現行の10年から13年に上乘せとなります。適用対象者の所得要件も3,000万円以下から2,000万円以下になるなどの見直しが行われ、所得税から控除し切れなかった額を個人住民税から控除するものです。なお、控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の7%から5%に引き下げられます。この改正は、令和5年1月1日施行となります。

2点目に、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しです。現在、上場株式等の配当など、または譲渡所得金額については、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能です。今回の改正は、確定申告の記載状況を個人住民税にも適用し、課税方式を一致させるものです。この改正は、令和6年1月1日施行となります。

なお、施行日が令和5年1月1日、令和6年1月1日のものがありますが、地方税法改正が行われているため、市税条例につきましても一括して専決を行っているとのことでした。

審査に当たりましては、貯留機能保全区域として指定を受けた土地があるのかただしました。執行部によりますと、現在指定を受けている土地はないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

最後に、第34号議案専決処分について（朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）です。

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の課税限度額の見直しです。基礎課税額について、現行63万円のところを65万円に、後期高齢者支援金等課税額についても、現行19万円のところを20万円にそれぞれ引き上げるものです。介護給付金課税額は、現行どおり17万円です。

今回の改正により、課税限度額の最高額は99万円から102万円となります。高齢化や医療技術の進歩により、医療費の伸びが見込まれる中、限度額を超過している世帯は、国保税の所得割が改定されても頭打ちのため影響がありませんが、中間所得層は負担増となります。このため限度額を引き上げることで中間所得層に配慮し、所得に応じた負担を求めていくというものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。

何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） 次に、第33号議案専決処分について（朝倉市税条例等の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第34号議案専決処分について(朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。

よって、第34号議案は原案のとおり承認されました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第3回朝倉市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時6分開会